

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成28年5月24日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成28年5月24日(火) 10:00～12:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4.農業委員欠席：なし

5.農地利用最適化推進委員出席：5名

委員	1	奥山 利平	委員	6	笹本 守彦
〃	2	大澤 正雄			
〃	3	浅沼 隆章			
〃	5	菊池 睦男			

6.農地利用最適化推進委員欠席：4番 浅沼 孝教委員、7番 加藤 純生委員

7.会議録署名委員の指名：5番 菊池 國仁委員、6番 菊池 寛委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取り下げについて
- 6) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

9.出席事務局職員：事務局長 浅沼 清、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10. 農業委員会等に関する法律第 39 条による出席者：6 名

11. 傍聴人：なし

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第 2 回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが 5 番、6 番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第 1 号「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第 1 号、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、上記議案を提出する。

平成 28 年 5 月 24 日、八丈町農業委員会、会長、沖山慶孝

別紙のとおり、本件については農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。

前回総会、協議第 1 号にて平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についての案を決定いたしました。この案を、町ホームページに掲載し 5 月 2 日から 20 日まで、住民の意見と要望の募集を行いました。意見と要望はありませんでしたので、修正をせずに、別紙のとおり決定でよろしいでしょうか。

また、農業委員会等に関する法律の第 37 条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とあり、農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で 6 月 30 日までに公表することが適当となっておりますので、6 月 1 日から、この平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 28 年度の目

標及びその達成に向けた活動計画を、町ホームページにて公表します。
説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することに決しました。

議長 続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局説明願います。

主査 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成28年5月24日提出

八丈町農業委員会、会長、沖山慶孝

・番号1・農地の所在、大字番地 ・登記、現況、畑

・農振区分、農振外・面積、439 m²

・権利種別、3条有償移転

・譲渡人、名前 、譲渡人は高齢により、離農するため農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、名前 、譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する

・作付予定作物、ロベレニー

・番号2・農地の所在、大字番地 ・登記、現況、畑

・農振区分、農振外

・面積、1,137 m²

・権利種別、3条有償移転

・譲渡人、名前 、譲渡人は、名前 の相続財産管理人として、農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、名前 、譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物、野菜

続いて申請地の説明に移ります。番号1は資料の2ページの位置図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

3ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

続いて番号2の申請地の説明に移ります。4ページの位置図をご覧ください。

【番号2申請地説明】

5ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

最後に許可要件について説明します。

番号1の譲受人については、現在職場 に勤めておりますが、今後、朝、仕事が始まる前、休日を利用するなどし、母親と共に農業をやる計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については、問題ありません。

下限面積については、経営面積 4.3 アールと 1 アールを超えているため問題ありません。
地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいということです。
番号 2 の譲受人については、現在漁業、渡船業を営んでいますが、今後、父と母と共に農業にも従事していきたいとの事で、農業計画もありますので、全部効率利用・常時従事については、問題ありません。

下限面積については、経営面積 11.3 アールと 1 アールを超えているため問題ありません。
地域との調和についても周囲の方と話をしながら、調和した農業をやっていききたいということです。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号 1 について農業委員 3 番、補足説明をお願いします。

農業委員 3 番 譲渡人は夫であった名前 さんと、口べを大規模に栽培していた農家でしたが、現在高齢にて自身で耕作できないとの事です。譲受人につきましては、現在職場 で働いており、一緒に職 の仕事をしており、大変真面目な青年で、母親と共に農業をするという計画ですので問題ないと思いますので審議をお願いします。

議長 続いて番号 2 について農業委員 11 番、補足説明をお願いします。

農業委員 11 番 事務局の説明どおりで、両親と共に農業をやる計画で、両親もまだまだ元気ですので頑張ってくれるものだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号は許可することに決しました。

議長 続いて、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可の取り下げについて」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可の取り下げについて

農地法第 3 条の規定により、下記農地の許可の取り下げがありましたので審議を求めます。

平成 28 年 5 月 24 日提出、八丈町農業委員会、会長、沖山慶孝

この議案第 3 号番号 1 ですが、農地法第 3 条の規定による許可を取り下げ、次に行う議案第 4 号番号 1 の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権設定への変更となりますので、併せて説明させていただきます。

- ・番号 1 ・農地の所在、大字番地 ・登記、現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、4,180 m²

・権利種別、3条有償移転

・譲渡人、名前 、譲渡人は高齢により自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前 、譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前 、譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前 、譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前 、譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、名前 、譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物、口ベレニー鉢物

・許可日、平成 28 年 4 月 25 日

・取り下げ理由、町より所有権移転についての説明を受けたが、双方の理解不足。

引き続き、議案第 4 号番号 1 を説明させていただきます。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

平成 28 年 5 月 24 日提出、八丈町農業委員会、会長、沖山慶孝

農地の所在、地目、農振区分、面積、所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、利用目的については、前説明と同じですので、省略させていただきます。

・売買価格、12,540,000 円

・移転の時期、平成 28 年 6 月 20 日

・支払方法、口座振込

・支払期限、平成 28 年 6 月 20 日

・備考、農地法第 3 条の規定による許可の取り下げによる所有権移転

申請地は、2 ページの位置図をご覧ください。

【番号 1 申請地説明】

本件は平成 28 年 4 月 25 日の農業委員会総会で、農地法第 3 条による所有権移転につき許可とされた案件です。今回、申請者からこの申請について取り下げたい旨の申請がありました。

所有権の移転を受ける者の名前 さんは、将来有望な若手農業者として、平成 26 年度の農業後継者顕彰事業にて表彰され、また平成 27 年 3 月に認定農業者として八丈町に認定されたところです。

このことから、八丈町としても名前 さんの農業経営をより一層支援するため、農業経営基盤強化促進法に基づいて町として農用地利用集積計画を作成し、利用権設定等促進事業による所有権移転に変更することとしました。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業であれば、譲渡人に対しては、譲渡所得税の 800 万円までの特別控除が受けられ、また、譲受人に対しては、登録免許税及

び不動産取得税の軽減措置を受けることができます。

一度、農業委員会で許可された案件について取り下げということは、大変異例ではありますが、「町による若手農業者のより一層の支援のため」、ということで理解いただければと思います。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。第3号議案につきましては4月に一度審議した案件ですので説明を省略いたしますが、第4号議案と関連議案ですので一緒に行わせていただきますが、何か意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号の許可の取り下げを認め、議案第4号については承認といたします。